

75歳以上の
方へ

後期高齢者医療保険

令和元年8月から 保険証が切り替わります

今お持ちの保険証は8月1日からは使用できません!



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和2年 7月31日
交付年月日	令和元年 8月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
被 住 所	西原町字与那城140番地の1
被 保 険 者 氏 名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 4月30日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
有効期日	平成30年 8月 1日
一部負担金の割合	1割または3割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 4 7 3 2 9 3 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合

新しい保険証について

- 有効期限は令和2年7月31日です。
- 新しい保険証を7月下旬までに郵送します。
- 8月からは新しい保険証を医療機関等の窓口に表示してください。
- 色(ピンク)の変更はありません。

保険料軽減制度の改正について

1 均等割額の軽減割合について、割合が変更になります。

平成30年度	平成31年度(令和元年度)
9割軽減	8割軽減

2 均等割額の軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減となる判定基準所得が改正されます。

●令和元年度<()内は平成30年度の額>

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等
5割軽減	「基礎控除額33万円+28万円(27.5万円)×被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「基礎控除額33万円+51万円(50万円)×被保険者数」以下の世帯

3 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合等)の被扶養者だった方は、被保険者になった月から2年間は、保険料の均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課せられません。)

【お問い合わせ】 福祉部 福祉保険課 後期高齢者医療係 ☎911-9163・沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎963-8012

後期高齢者医療保険加入者の皆様

はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術利用券を発行しています

対象者

後期高齢者医療保険に加入されている方で、末しょう神経疾患または運動器疾患により医師の診療を受けたことがある方。ただし、現在、当該疾患により療養費給付を受けている場合は利用できません。

助成内容

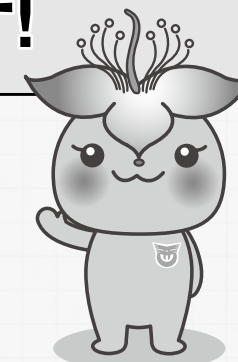
1回施術につき800円の助成(利用券)で、一人あたり年間6回(2020年3月31日まで利用可能)

申請方法

後期高齢者医療被保険者証(ピンク)と印鑑(スタンプ印不可)を持って、下記窓口までお越しください。利用券を交付します。

【お問い合わせ】 福祉部 福祉保険課 後期高齢者医療係 ☎911-9163

平成31年度(令和元年度)の国民健康保険税 納税通知書を7月中旬ごろお届けします!



平成31年度国民健康保険税(4月～翌年3月までの保険税)の納付が7月から始まります。国民健康保険は加入者の皆さまが安心して医療を受けるための助け合いの制度です。皆さまが納める保険税で運営されていますので、保険税は納付期限内に納めましょう。また、保険税には以下の軽減措置などがあります。

低所得世帯に対する減額措置

国保加入世帯の前年分の総所得金額等が一定金額以下の世帯に対して、国保税の均等割額と平等割額が減額されます(申請不要)。今年度分の軽減の対象となる世帯は以下のとおりとなります。

該当世帯の合計所得	
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+(280,000円×国保加入者)以下
2割軽減	33万円+(510,000円×国保加入者)以下

世帯員の中に住民税申告されていない方がいる場合は軽減されないの、所得が無い場合でも必ず申告するりん!



非自発的失業者に対する国保税の軽減について

解雇、倒産、雇い止めなどで離職をされた方の軽減措置があります。対象となる方は福祉保険課 賦課徴収係窓口で手続きをしてください。

対象者

雇用保険受給資格者証の『12.離職理由』コードが **11・12・21・22・23・31・32・33・34** のいずれかに該当する場合。 ※「高齢受給資格者」や「特例受給資格者」は非該当となります。

所得が著しく減ったときは

退職・倒産・営業不振等による著しい所得減少などの事情がある場合には、当該年度の国保税を収入の減少率に応じて減免することができる場合があります。

※平成30年中の世帯合計所得が600万円以下(災害等の場合は1,000万円以下)の方
※上記以外にも減免には条件があります、詳しくは福祉保険課賦課徴収係にご相談ください。
※申請がない場合減免することができませんので、必ず窓口で申請してください。

国保税を納めたいけど納められない、そんな時にはまず相談!

会社の倒産や退職、病気療養、災害等の理由により納付が困難な場合は国保税の減免制度、分割納付をする等の方法があります。国保税を滞納すると、保険証が交付されないだけでなく、延滞金の加算、財産(給与や預金、自動車等)が差し押さえられることがあります。



納付できないからといってぼっておくのではなく、必ず早めに窓口で相談してほしいりん!

【お問い合わせ】 福祉部 福祉保険課 賦課徴収係 ☎911-9163